

第2次北海道男女平等参画基本計画平成25年度重点事項

1 重点事項の趣旨

第2次北海道男女平等参画基本計画を着実に推進するために、男女平等参画に関連する施策のうち、翌年度において重点的に取り組むべき事項について、毎年度、北海道男女平等参画審議会の意見を踏まえながら、北海道男女平等参画推進本部で協議の上、決定することとしている。

これにより、翌年度に関係部局が行う関連施策について、社会情勢や緊急度を勘案し、男女平等参画行政全体の中での位置づけを明らかにし、基本計画の着実な推進を図るものである。

2 平成25年度重点事項の選定

第2次北海道男女平等参画基本計画の平成24年度の推進状況、北海道男女平等参画審議会の意見などを踏まえ、第2次北海道男女平等参画基本計画の体系の13項目の「基本方向」、それにつながる40項目の「施策の方向」の中から、特に重要度や緊急性の高い課題として、3項目の「基本方向」、6項目の「施策の方向」を選定し、重点事項とする。

3 平成25年度重点事項の内容及び選定理由

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

1	【基本方向2】 男女平等の視点に立った教育の推進
①	【施策の方向(1)】 家庭における男女平等教育の推進
②	【施策の方向(2)】 学校における男女平等教育の推進
内容	<p>家庭内において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない家事、育児、介護など男女が平等に共同して担っていく意識の醸成について、啓発を進める。</p> <p>また、学校において、児童生徒の発達段階に応じ、男女の互いの人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、主体的に職業選択や生活設計ができるようにするため、性別にとらわれない教育観に立った進路指導、就職指導の充実を図る。</p>
選定理由	<p>共働き世帯が増えているにもかかわらず、依然として女性の家事負担が大きいなど家庭における男女平等参画は進んでいない。学校や社会における男女平等参画に関する取組の効果を高めるためにも、親自身の理解を一層深め、男女平等に基づいた家庭文化を子どもたちにしっかりと伝えていく必要がある。</p> <p>一方、将来社会の担い手となる児童生徒が、男女平等の理念を学び、その意識を実践できる大人に成長させていくことも大切であることから、児童生徒向けの副読本等の学習資料のインターネットでの提供等とともに、学校におけるキャリア教育の充実、性別にとらわれない職業意識の育成、ワーク・ライフ・バランスの重要性といった男女平等教育を進めていくことが重要であることから選定した。</p>

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

2	【基本方向2】 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	
③	【施策の方向(1)】 家庭生活への男女の平等参画の促進	
④	【施策の方向(2)】 仕事と生活の調和に関する意識啓発	
⑤	【施策の方向(3)】 育児、介護の支援体制の充実	
	内容	<p>家庭内における家事・育児・介護への男女平等参画について意識の啓発を行うとともに、仕事と家庭生活との両立のための制度の定着促進、仕事と生活の調和をとりながら暮らすことの大切さについて啓発を進める。</p> <p>また、男性も女性も、仕事と育児・介護の両立ができるよう、育児・介護休業制度の普及・啓発に努めるとともに、様々な家庭の実情や多様な就業形態に対応した、育児・介護の支援体制の充実を図る。</p>
	選定理由	<p>現在の就業状況を見ると、依然として長時間労働の実態が見られたり、休日や勤務時間が多様化し、支援体制が現状に合っていないことが課題になっているため、休日や時間延長等のニーズに対応する保育サービスや介護支援を行う施設の充実など、男性も女性も仕事を続けながら家事、育児、介護の両立ができる環境の整備が必要であることから選定した。</p>

3	【基本方向3】 就労等の場における男女平等の確保	
⑥	【施策の方向(1)】 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	
	内容	<p>就労の場において、性別による固定的な役割分担意識を解消し、募集・採用、配置・昇進などについて男女平等をめざすために、法や制度の周知徹底に努める。</p>
	選定理由	<p>女性労働者に対する差別を解消するための法や制度は整備されてきているものの、女性を取り巻く雇用環境は厳しく、特に結婚、出産等により離職した後、正規社員への復帰が難しくなっていることや、パートタイム労働者や派遣労働者など非正規雇用労働者に占める女性の割合も高くなっていることから、男女雇用機会均等法や労働基準法など雇用に関する法や制度の周知を図るとともに、事業主、関係機関等との連携により雇用環境の整備を図る必要があることから選定した。</p>